食品表示法第六条第八項に規定するアレ ルゲン、 消費期限、 食品を安全に摂取するため に加熱を要す

る かどうか \mathcal{O} 別 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 食品 を摂取する 際の安全性に 重要な影響を及ぼす事 項等を定め る内 閣 府 令

(食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項)

第

一条 食品表示法 (以下「法」という。) 第六条第八項に規定するアレルゲン、 消費期限、 食品を安全に

他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼ

す

事

項

摂取するために加熱を要するかどうかの別その

として内閣 府令で定めるものは、 次に掲げる事項及びこれを表示する際に食品 関 連事業者等が遵守すべ き

事項とする。

一名称

二 保存の方法

三 消費期限又は賞味期限

四 アレルゲン

五 L‐フェニルアラニン化合物を含む旨

六 指定成分等含有食品 (食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百三十三号)第八条第一項に規定する指定

成分等含有食品をいう。以下同じ。)に関する事項

七 特定 保 健 用 食品 健 康 増 進 法に 規定する Ś 特 莂 用 途 表 示 \mathcal{O} 許 可 **等** に関する内 閣 府令 (平成二十 年 内 閣

容器包装をいう。 府令第五十七号) 第二条第一 以下同じ。)に入れられたものに限る。 項第五号に規定する食品 (容器包装 をいう。 (食品衛生法 以下同じ。) 第四 を摂取をする上 [条第五] 項に規定する での

注意事項

八 機 能 性 表 示 食品 (食品: 表 示基 進 (平成二十七 年内 閣 府令第十号) 第二条第一 項第十号に規定する機 能

性表示食品をいう。以下同じ。)を摂取をする上での注意事項

九 次に掲げる食品にあって は、 食品表示基準別表第十 九 パの当該な 食品の 項の中欄に掲げる表示事項のうち

それぞれ次に定めるもの

1 食肉 (鳥獣 \mathcal{O} 生 肉 (骨 及び 臓器を含む。) に限る。) 処理、 を行った旨 (調 味料 に浸潤させる処 理

他 \mathcal{O} 食 肉 \mathcal{O} 断 片 を結着させ成型する処理その 他 病 原微 生物 に ょ る汚染が 内 部 に拡 大するおそれ 0 あ

る処理 を 行 0 た ŧ \mathcal{O} に 限る。)、 飲 食に 供 する際にそ の全体 に つい て 十 分な加熱を要する旨 (調 味 料

に浸潤させる処理、 他の 食肉 0 断片を結着させ成型する処理その他病原微生物による汚染が内部 に拡拡

大するおそれのある処理を行 ったものに限る。)、一 般的に食肉 \mathcal{O} 生食は食中毒 のリスクがある旨

牛肉 **(**内 臓 を除く。)であって生食用 \mathcal{O} ものに限る。) 及び子供、 高 齢 諸者そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 食中 毒 に対する抵抗

力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨(牛肉(内臓を除く。)であって生食用のものに限る。)

口 食肉製品 (食品衛生法施行令 (昭和二十八年政令第二百二十九号)第十三条に規定するものに限る

非 加熱食肉製品である旨 (非加熱食肉製品 (食肉を塩漬けした後、くん煙し、 又は乾燥させ、

か つ、 その 中心部 0) 温度を摂氏六十三度で三十分間 加熱する方法又はこれと同等以 上 0 効力を有する

方法によ る加熱殺菌を行ってい ない 食肉製品であって、 非加熱食肉製品として販売するものをいう。

ただし、 乾燥食肉製品を除く。)に限る。)

乳製品 飲食に供する際に加熱する旨(ナチュラルチーズ(ソフト及びセミハードのものに限る。

であって、

飲食に供する際に加熱するものに限る。)

二 乳 文は 乳製品を主要原料とする食品 乳若、 しくは乳製品を原材料として含む旨、 乳成分を原材料と

して含む旨又は (鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。) 主 要原料である乳若しく は 乳 製品 \mathcal{O} 種 類別のうち少なくとも一つを含む旨 未殺菌である旨 (殺菌したもの以

ホ

鶏

 \mathcal{O}

液

卵

外のも のに限る。 及び飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨 (殺菌したもの以外の ものに限る。

へ 生かき 生食用であるかないかの別

1 ふぐを原材料とするふぐ加工品 生食用であるかないかの別 (冷凍食品のうち、 切り身にしたふぐ

を凍結させたものに限る。)

チ 冷凍食品 飲食に供する際に加熱を要するかどうか で 別 (製造し、 又は加工した食品 (清涼飲料水

食肉 製品、 鯨 肉製品、 魚肉 練 り製品、 ゆでだこ、ゆでがに、 食肉 (鳥獣の 生肉 (骨及び)臟器; を含む

を加 工した ŧ 0 に限る。)及びアイスクリー ム類を除く。)を凍結させたも のに 限 る。 及び生

食用であるかない かの別 (切り身又はむき身にした魚介類 (生かき及びふぐを除き、 調味したものに

限る。)を凍結させたものに限る。)

+ 次に掲げる食品にあっては、 食品表示基準別表第十九 の当該食品 の項の中欄に掲げる表示事項

イ ゆでがに

口 容器包 装 に密封された常温 で流通する食品 (清涼飲料水、 食肉製品 鯨肉製品 及び魚 肉 練 り製 品を

除く。)のうち、 水素イオン指数が四・六を超え、 かつ、 水分活性が○・九四を超え、 かつ、 その中

心部の 温度を摂氏百二十度で四分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであって、 ボツリヌス菌を

原因とする食中 毒 \bigcirc 発生を防止するために摂氏十度以下での保存を要するも

+ -栄養機能食品 (食品表示基準第二条第一項第十一号に規定する栄養機能食品をいう。) を摂取をす

る上での注意事項

次に掲げる食品にあっては、 食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事 ·項 の

うちそれぞれ次に定めるもの

1 シアン化合物を含有する豆類 アレルゲン (特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。)及

び使用の方法

口 アボ カド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、 西洋なし、ネクタリン、

パ イナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、 マンゴー、 もも及びりんご アレ

ルゲン (特定原材料に 由来する添加物 (抗 原 性が 認められない もの及び香料を除く。)を含むものに

限る。)、保存の方法及び消費期限又は賞味期限

食肉 (鳥獣の生肉 (骨及び臓器を含む。) に限る。) アレルゲン (特定原材料に由来する添加物

を保っ 用 る処理 保 ŧ を含む \mathcal{O} ある処理 のものに限る。)及び子供、 に ったまま筋及び繊維を短く切 のに限る。)、 限 ŧ た る。 (調 ま のに限る。 (調味: 味料 らま筋 に 及び 料に浸潤させる処理及び 般的 浸潤させる処 飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨 繊 に 維 保 存 食肉 を短い < の方法、 \mathcal{O} 理 断する処理その他病 切 高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべ 生 及び 食 断 する は 消費期 食中 他 処 \mathcal{O} 他の食肉 毒 理 食 そ 肉 限 \mathcal{O} 又は賞 IJ \mathcal{O} \mathcal{O} ス 断 \mathcal{O} 他 クが 片を結着させ成型する処 原微生物による汚染が内部に拡大するおそれ 断片を結着させ成型する処理を除く。)を行った 病 妹 原 ある旨 期 微生 限 物 による 処理を行った旨 (牛 肉 汚染が 向 臟 理を除く。 内 を除く。)であって (刃を用いてその原形を 部 (刃を用いてその に 拡 大する を行 お 2 そ 生食 た (T) 原形 れ t あ \mathcal{O}

限 味 を 期 鶏 限 経 の殻付き卵 (生食用のものを除く。) 及び飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨 過 使 L た 用 の方法、 後 は アレ 飲 食に ルゲン 摂氏 供 す 十度以下で保存することが望 Ź (特定原材料に由来する添 際 に 加 熱殺菌を要する旨 まし 加物を含むものに限る。)、 (生食 ** \ 旨 用 \mathcal{O} (生食用 ŧ \mathcal{O} に 限る。 \mathcal{O} も の に 限 保 存 加 る。)、 熱 加 の方法、 工 用 賞 であ 味 賞 期

(生食用のものを除く。)

二

(牛肉

(内臓を除く。) であって生食用のものに限

る。)

る旨

ホ 切 り身又はむき身に した魚介類 (生かき及びふぐを除く。) であって、 生食用 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} (凍結させた

ŧ のを除く。) アレ ルゲン (特定原材料に由 来する添加物を含む ŧ のに限る。 保 存 の方法

消費期限又は賞味期限

切り身にしたふぐ、 ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用のもの アレルゲン (特定原材料に

由 来す る添加物を含むも のに限る。)、 保 存 の方法、 消費期限 又は賞味期限及び生食用であるかない

かの別(凍結させたものに限る。)

 \vdash 冷凍 食品 のうち、 切り 身 又は むき身に した魚介類 (生かきを除く。) を凍結させたもの アレ ル ゲ

(特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。)、 保存の方法、 消費期限又は賞味期限 及び生

食用であるかないかの別

チ 生かき アレ ル ゲン (特定) 原材料に 曲 . 来す ·る添加物を含むものに限る。)、 保 存 の方法、 消費期限

又は賞味期限及び生食用であるかないかの別

生 乳、 生 山羊 乳 生め ん羊 -乳及び: 生 水 牛 . 乳 に あ っては、 食品 表示基準別表第二十四の生乳、 生 山羊

乳、生めん羊乳及び生水牛乳の項の中欄に掲げる表示事項

十四四 容器包装に入れられた添 加物にあっては、 使用の方法及び L フ ェニルアラニン化合物である旨又

はこれを含む旨

十 五 食品表示基準第四十条に規定する生食用牛肉の注意喚起表示に関する事項

(食品の収去証)

第二条 法第八条第一項及び第六項 の規定により、 食品衛生監視員が食品を収去したときは、 被収去者に別

記様式第一号による収去証を交付しなければならない。

(職員の身分を示す証明書)

第三条 法第八条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、 別記様式第二号

によるものとする。

(都道府県知事等の行う指示の内容等の報告)

第四 条 食品 表 (示法第 十五条の規定に よる権 限 0 委任等に関する政令(以下「令」という。) 第六条第三項

の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

令第六条第一項第一号に定める指示又は同項第二号に定める命令(以下この項において「指示等」と

いう。)をした食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

- 二 指示等をした年月日
- 三 指示等に係る食品の種類
- 四 指示等の内容
- 五 その他参考となるべき事項
- 2 令第六条 第四 項の規定による報告は、 遅滞なく、 次に掲げる事項について行うものとする。
- 報告の徴 収若しく は 物 件 の提 出 日の要求 又は立入検査若しくは質問 を行 った食品関連事業者又はその者

とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所

- 報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行った年月日
- \equiv 報告 の徴収若しくは物 件 · の提 出 \mathcal{O} 要求又は立入検査若しくは質問に係る食品 \mathcal{O} 種類
- 兀 報告 $\overline{\mathcal{O}}$ 徴収 若しくは 物 件の提 出 (T) 要求又は立入検査若しくは質問 の結果
- 五 その他参考となるべき事項
- 3 令第六条第七項及び第七条第六項の規定による報告は、 次に掲げる事項について行うものとする。

一調査の方法及び結果

食品 表 示 法 留第六 条第 項 の内 閣 府 令 農林 水 産省令で定める表 示 事 項 及び遵守 事 項並 びに 同 法第十二

条 第 一項の規定に基づく申出 \mathcal{O} 手続を定める命令 (平成二十七年内閣 府 農林水産省令第二号)第二条

又は食品表示法第六条第三項の内閣府令・ 財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令 平

成二十七年内 閣府 財務省令第一 号) 第三条の規定により提出された文書の写し

三 その他参考となるべき事項

4

令第七 条第三 項 \mathcal{O} 規 流定によっ る報告のうち 同 条第一 項 第 一 号から第三号までに掲げる事務に係るも 0 は、

次に掲げる事項について行うものとする。

令第七条第一項第一号に定める指示又は同項第二号若しくは第三号に定める命令 (以下この項に お

て 「指示命令」 という。) をし た食品 関連 (事業者 (この号に定める命令を行った場合にあっては、 食品

関連事業者等)の氏名又は名称及び住所

- 二 指示命令をした年月日
- 三 指示命令に係る食品の種類

兀 指 示 命 令 . (T) 内容

五. そ \mathcal{O} 他 参考とな るべ き事 項

5 令第七条第三 項の規定による報告のうち、 同 条第 項第四号から第六号までに掲げる事務に係るものに

ついては、 次に掲げる事項について行うものとする。

食品関連事 業者等に対する報告 この徴収す 又は 物 件の 提 出 \mathcal{O} 要求 の件数及び内 訳

数及び・ 内 訳

食品

関

連

事業者とその

事業に

関

L

て関係

 \mathcal{O}

あ

る事業者に対する報告

の徴

収

又

人は物件

の提出

の要求

の件

三 食品関連事業者等 又は食品関連事業者とその事業に関し て関係のある事業者に対する立入検査、 質問

又は収去の件数及び 内 訳

6 令第七条第三 項 \mathcal{O} 規定による報告のうち 同条第一 項第四号に掲げる事務に係るものであって、 同 · 条 第

項ただし書 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 法 第六条 \bigcirc 規 定 \mathcal{O} 施 行に 関 L 必要と認めるもの は、 前 項 \mathcal{O} 規定 に カン か わ らず、 遅

滞 なく、 次に 掲 げ る事 項 E 0 1 7 行うも のとする。

報告の徴収又は 物件 この提出 の要求を行った食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所

- 報告 \mathcal{O} 徴収 又 は 物 件 \mathcal{O} 提 出 \mathcal{O} 要求を行 0 た 年 月 日
- 三 報 告 \mathcal{O} 徴 収 又 は 物 件 \mathcal{O} 提 出 \mathcal{O} 要求 に 係 る 食 品品 \mathcal{O} 種 類
- 兀 報告 \mathcal{O} 徴 収 又 は 物 件 \mathcal{O} 提 出 \mathcal{O} 要求 \mathcal{O} 結 果
- 五 その他参考となるべき事項

7 令第七条第三 項 \mathcal{O} 規定による報告のうち 同条第一 項第五号に掲げる事務に係るものであって、 同 · 条第一

項 ただした 書 0 規 定に ょ り 法 第 六条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行に 関 L 必要と認めるも $\overline{\mathcal{O}}$ は、 第 五 項 \mathcal{O} 規 定 に か か わ らず、

遅 滞 なく、 次に 掲 げ る 事 項 12 つ 7 7 行 うも \mathcal{O} とする。

報告 \mathcal{O} 徴収 又 は 物 件 \mathcal{O} 提 出 0) 要求を行 · つ た食品関 連事業者とその事業に関し て関係のある事業者の氏

名又は名称及び住所

- 報告 \mathcal{O} 徴 収 又 は 物 件 \mathcal{O} 提 出 \mathcal{O} 要求を行 2 た年 月 日
- 三 報告 \mathcal{O} 徴 収 又 は 物 件 \mathcal{O} 提 出 \mathcal{O} 要求 に係 る 食 品品 \mathcal{O} 種 類
- 兀 報 告 \mathcal{O} 徴 収 又 は 物 件 \mathcal{O} 提 出 \mathcal{O} 要 求 \mathcal{O} 結 果
- 五 その他参考となるべき事項

8 令第七条第三 項 \mathcal{O} 規 定による報 告 のうち 同 条第 項第六号に掲げ る事 務 に係るものであ

0

て、

同

条第

項 ただし 書 \mathcal{O} 規 定に ょ り 法 第 六 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行に 関 L 必 要と認め る £ \mathcal{O} は、 第五 項 \mathcal{O} 規 定 に か か わ らず、

遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

又は収去を行った食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のあ

る事業者の氏名又は名称及び住所

立入検査、

質問

二 立入検査、質問又は収去を行った年月日

 \equiv $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 入 検 査 質 問 又 は 収 去 に係 る 食 品 \mathcal{O} 種 類

兀 立入検査 質問 又 は 収 去 の結果及び収去し た食品 \mathcal{O} 試 験 \mathcal{O} 結 果

五. 法第八条第七項 の規定による委託をしたときは、 委託をした旨、 委託先及び委託をした年月日

六 その他参考となるべき事項

(令第七条第一項の内閣府令で定める事項)

第五 条 令第· 七 条第 項 本文に 規定するアレ ル ゲン、 消 費 (期限) 栄 養 成 分 \mathcal{O} 量 及 Ű 熱量 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 玉 民 \mathcal{O} 健 康

 \mathcal{O} 保護 及び 増進を図るために必要な食品 に関する表示の事項として内閣府令で定めるも \mathcal{O} は、 次に掲 げる

事 項 並 びに栄養 成 分 \mathcal{O} 量 萀 び熱量 般 用 加 工 食 品品 (食品: 表 示基 準第三条第一 項 べに規定が でする一 般 用 加 工 食

品 を 1 う。 次 項 に お 1 て同 $\overset{\text{\tiny Γ}}{\smile}$ 及び 容 器 包 装に 入 れ 5 れ た 添 加 物 食食 品 表 示 基 潍 第二 条 第 項 第 五. 号に

規 定す 、る業務団 用 添 加 物 を除く。 次 項 Ê お ** \ て 同 ľ に あ 0 7 は たんぱ く質、 脂 質、 炭 水 化 物 及び ナト

IJ ゥ A \mathcal{O} 量 並 び に熱量を除く。 並びにこれらを表示する際に食品 関連事業者等が遵守 すべき事項とする

名称

0

二保存の方

法

三 消費期限又は賞味期限

四 添加物

五. 栄養 成分 (たんぱく質、 脂質、 炭水化 物 及び ナトリウ ノムに限る る。 \mathcal{O} 量 一 及 び 熱量

六 製造 所 又 は 加 工 所 \mathcal{O} 所 在 地 **(**輸 入 品 12 あ 0 7 は 輸 入業者 \mathcal{O} 営業 所 \mathcal{O} 所 在 地 乳 に あ 0 7 は 乳 処 理 場

特 别 牛 乳 に あ 0 7 は 特 别 牛 乳 搾 取 処 理 場 \mathcal{O} 所 在 地 及び 製 造 者 又 は 加 工 者 \mathcal{O} 氏 名 又 は 名 称 輸輸 入 品 に

0 7 は 輸 入 /業者 \mathcal{O} 氏 名又は 名 称、 乳 に あ 0 7 は 乳 処 理業者 (特 別牛 乳 に あ 0 7 は 特 別 牛 · 乳 搾 取 処 理 業

あ

者)の氏名又は名称)

七アレルゲン

八 L-フェニルアラニン化合物を含む旨

九 指定成分等含有食品に関する事項

十 特定保証 健用 食品 に 関す /る事 項 (食品を製造し、 若しくは加工した場所で販売する場合又は不特定若し

< は 多数 \mathcal{O} 者に対する販売以 外 \mathcal{O} 譲 渡をする場合におけ る原材 料 名、 内 容量 又は 固 形 量 及び 内 容 総 量 並

び に 食品 関 連 事 業 者 \mathcal{O} 氏 名 文は 名 称 及び 住所を含む。 次項第二号にお 1 て同

+ 機能 性 表示食品に関する事 項 (食品を製造し、若しくは加 エし た場所で販売する場合又は不特定若

しく は多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合における原材料名、 内容量又は固形量及び内容総量

並び に 食品関 連事業者の 氏名又は 名称及び住所を含む。 次項第三号にお いて同じ。

十二 遺伝子組換え食品に関する事項

乳 阸 用 規 格 適 用 食品 (食品 表示基準第三条第二項の表に規定する乳児用 規格適E 用食品をいう。)で

ある旨

十四四 次に掲げる食品にあっては、 食品表示基準別表第十九及び別表第二十四 の当該食品 \mathcal{O} 項の中欄 に掲

げる表示事項

イ 食肉(鳥獣の生肉(骨及び臓器を含む。)に限る。)

ロ生かき

十五. 次に掲げる食品にあっては、 食品表示基準別表第十九の当該食品の 項 の中欄に掲げる表示事項

1 即 席 \emptyset W 類 即 席め んのうち生タイプ即 席 \Diamond λ 以外 \mathcal{O} Ł のをいう。

D各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。)

食肉製品 (食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。)

二乳

ハ

口

無菌

充

填

豆腐

(食品、

添加物等

の規格

基準

(昭

和三十四年厚生省告示第三百七十号)

第

1

食品

の部

ホ 乳製品

へ 乳又は乳製品を主要原料とする食品

1 鶏 \mathcal{O} 液 卵 (鶏 の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。

チ 切 り身又はむき身にした魚介類 (生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。) であって、

生食用のもの(凍結させたものを除く。)

リ ゆでがに

ヌ 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこ

ル ふぐを原材料とするふぐ加工品

ヲ 鯨肉製品

ワ冷凍食品

力 容器包装詰加圧加熱殺菌食品

日 容器包装に密封された常温 で流通する食品 (清涼飲料水、 食肉製品、 鯨肉製品及び魚肉 練 り製品を

除く。)のうち、 水素イオン指数が四 ・六を超え、 かつ、 水分活性が \bigcirc 九四を超え、 か つ、 その 中

心 部 \mathcal{O} 温 度を摂氏百二十度で四 1分間 に 満 たな V) 条件 で 加熱殺菌されたも のであって、 ボツリヌス菌を

原 因とする食中 毒 \bigcirc 発生を防 止するために摂氏十度以下での保存を要するも \tilde{O}

タ 缶詰の食品

レ 水のみを原料とする清涼飲料水

ソ 果実 \mathcal{O} 搾 汁 又 は果実 \mathcal{O} 搾 汁を濃縮 たもの を凍結させたものであって、 原料用果汁 以 外 \mathcal{O} Ł \mathcal{O}

十六 放射線照射に関する事項

十七 次に掲げる食品にあっては、 食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

イ シアン化合物を含有する豆類

口 アボ 力 ド あ んず、 おうとう、 か んきつ類、 キウ イー、ざくろ、 すもも、 西洋なし、

パ イナップル、バナナ、パパイヤ、 ば れ 1 しょ、 び わ、 マルメロ、 マンゴー、 もも及びりんご

ハ 生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳

ニ 鶏の殻付き卵

ホ 切 ŋ 身又はむき身にした魚介類 (生かき及びふぐを除く。) であって、 生食用のもの (凍結させた

ものを除く。)

ふぐの 内 臓 を 除 去し、 皮をは , , だも の並びに切り身にしたふぐ、 ふぐの精巣及びふぐの皮であって

、生食用でないもの

ネクタリン、

} 屻 り身にしたふぐ、 ふぐの精巣及びふぐの皮であ つって、 生食用 0 ₽ \mathcal{O}

チ 冷 凍 食 品 のうち、 切 Ŋ 身 又 は むき身 に L た 魚 介 類 生 か たきを除 を凍結させたも \tilde{O}

十八 食品表示基準第四章に規定する添加物に関する事項

十九 食品 表示基準 第四 十条に規定する生食用牛 肉 0 注 意喚起表示に関する事 項

2 令第七条第 項ただし書に規定する栄養 成 分の 量 一 及 び 熱量 その 他 \mathcal{O} 玉 民 \mathcal{O} 健 康 \mathcal{O} 増 進 を図るために 必 要

な食品 に 関 はする表 示 \mathcal{O} 事 項として内 閣 府 令 で定め るも \mathcal{O} は、 次 に 撂 げ る事 項 並 び に栄養が 成 分の 量 及 び 熱量

般 用 加 工 食品 及 び 容器包装に 入 れ 5 れ た 添 加 物 **(業** 務 用 添 加 物 を除 に あ 0 7 は、 た λ ぱ < 質、

脂 質、 炭 水 化 物 及び、 ナトリ $\dot{\mathcal{D}}$ 7 0 量 並 び に 熱量を除く。) 並びにこれらを表示する際に食品関連 事業者等

が遵守すべき事項とする。

栄養成分 (たんぱく質、 脂質、 炭水化物及び ナトリウムに限る。 の量及び熱量

二 特定保健用食品に関する事項

三 機能性表示食品に関する事項

附則抄

(施行期日)

第 条 この 府令は、 法 (T) 施 行 の 日 (平成二十七年 ·四月一 日 から施行する。

附 則(平成二十八年内閣府令第十号)

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 こ の 府 令の 施 行 \mathcal{O} 際 現にあるこの府令による改正 前 \mathcal{O} 健 康 増 進法に規定する特別 用 途表 示 \mathcal{O} 許 可等

に 関する内 閣 府令様式第九号及びこの府令による改正前の 食品表示法第六条第八項に規定するアレ ル ゲン

消費期限、 食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性

に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣 府令別記様式第一号 (次項にお いて 「旧様式」という。) によ

り 使 用されてい . る書! 類 は、 当分の間、 それぞれこの府令に よる改正 後 0 様式によるものとみなす。

2 この 府令の 施行 \mathcal{O} 際 現に あ る旧 様式による用紙に ついては、 当分の間、 これを取り繕って使用すること

ができる。

附 則 (令 和 年 内 閣府令第二十号) 抄

(施行) 期日)

第 一条 この府令は、 食品衛生法等の一部を改正する法律及び食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の

部を改正する政令の 施行の 日 (令和二年六月一日) から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当

該各号に定める日 か 5 施行する。

第 条 中 食品 表 示 基準 第 七 条、 別表第三及び 別表記 第四 0) 改 I 規定、 別表第二十四玄米及び 精 米

改正 規 定 並 び に 別 記 様 式 兀 \mathcal{O} 改 正 規定 公 布 \mathcal{O} 日

第

条中

食品表示基準第十三条の改

正

規定

食品衛生法等の

部を改正する法律の一

部の施行に伴う

関

係 政 令 の整備及び経過措置に関する政令の施行の 日 (令和三年六月一 旦

附 則 (令和二 年 内閣府令第五十二号) 抄

施 行 期 日

第 条 この 府 令は、 日 本農林規格等に関する法律施行令の一 部を改正する政令の 施行 0 日 (令和二年 ·七 月

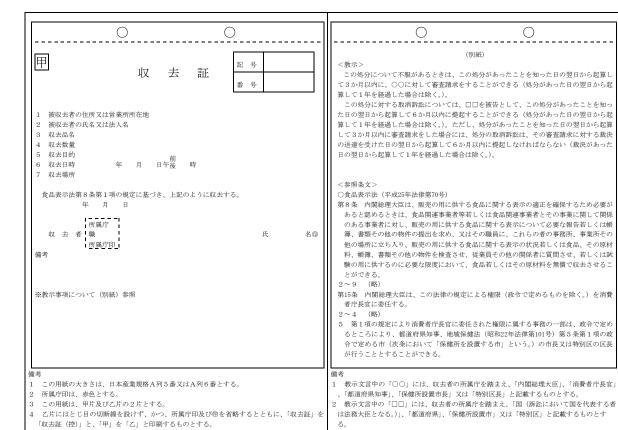
十六日) から施行する。

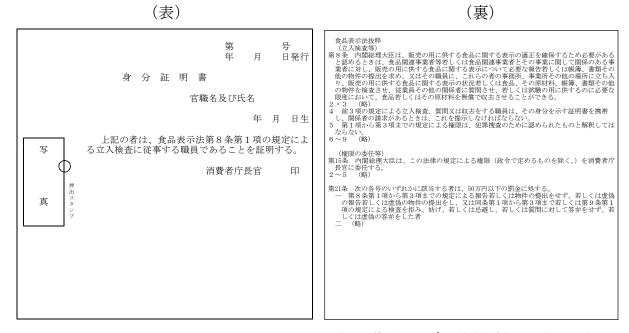
 \mathcal{O}

項

 \mathcal{O}

別記様式第1号(第2条関係)





備考 用紙の大きさは、日本産業規格Boとすること。